

平成18年5月27日

各 位

会社名 ミサワホーム中国株式会社
代表者名 代表取締役社長 土井 邦良
(コード番号1728 JASDAQ)
問合せ先
役職・氏名 取締役 後藤 重幸
(TEL. 086 - 245 - 3204)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月27日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の第36回定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、「会社法」及び「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得できることとし、機動的な資本政策を遂行できるように、自己株式の取得の規定を新設するものであります。
- (2) 単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株式の権利を限定する規定を新設するものであります。
- (3) 会社法第328条の規定を受け、会計監査人の規定を新設するものであります。
- (4) その他、会社法が施行されることに伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

なお、「整備法」に定める経過措置の規定により、平成18年5月1日付で、当社定款には以下の定めがあるものとみなされております。

当会社に、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の定め。

当会社は株券を発行する旨の定め。

当会社は株主名簿管理人を置く旨の定め。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日(木)

定款変更の効力発生日 平成18年6月29日(木)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>第4条(公告の方法)当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第5条(発行する株式の総数)当社の発行する株式の総数は、3,100万株とする。 (新 設)</p> <p>第6条(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。 2.当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りではない。 (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第7条(名義書換代理人)当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 2.名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3.当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手続き、単元未満株式の買取り、届出の受理、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第8条(基準日)当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。 2.本定款に定めのある場合の他、必要あるときは、取締役会の決議により予め公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第4条(公告方法)当社の公告は、日本経済新聞に掲載する<u>方法により行う。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>第5条(発行可能株式総数)当社の発行可能株式総数は、3,100万株とする。</p> <p>第6条(自己株式の取得)当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。</u></p> <p>第7条(単元株式数)当社の単元株式数は、1,000株とする。 (第8条2項に移項)</p> <p>第8条(株券の発行)当社は株式に係わる株券を発行する。 2.前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係わる株券を発行しないことができる。</p> <p>第9条(単元未満株式の権利の制限)当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2)取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3)募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利</p> <p>第10条(株主名簿管理人)当社は、株主名簿管理人を置く。 2.株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3.当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第11条(基準日)当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。 2.本定款に定めのある場合の他、必要ある場合は、取締役会の決議によって予め公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第9条（株式取扱規程）当会社の株券の種類及び株式の<u>名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の再発行、株券喪失登録の手続き、単元未満株式の買取り、届出の受理、その他株式に関する取扱い並びに手数料については、法令又は本定款の他、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>第12条（株式取扱規程）当社が発行する株券の種類及び株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、実質株主通知の受理、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の再発行、株券喪失登録の手続き、単元未満株式の買取り、届出の受理、その他株式又は新株予約権に関する取扱い並びに手数料については、法令又は本定款の他、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>
<p>第10条（株主総会の招集）当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p>	<p>第13条（株主総会の招集）定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。</p>
<p>2. 株主総会は、本店所在地及びその隣接地のほか、<u>岡山市又は徳山市のいずれかにおいて招集する。</u></p>	<p style="text-align: center;">（ 削 除 ）</p>
<p>第11条（招集権者及び議長）株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p>	<p>第14条（招集権者及び議長）株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。</p>
<p>2. （条文省略）</p>	<p>2. （現行どおり）</p>
<p>第12条（決議の方法）（条文省略）</p>	<p>第15条（決議の方法）（現行どおり）</p>
<p>2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	<p>2. 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>第13条（議決権の代理行使）株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p>	<p>第16条（議決権の代理行使）株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p>
<p>2. （条文省略）</p>	<p>2. （現行どおり）</p>
<p>第14条（議事録）株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印する。</p>	<p>第17条（議事録）株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 （新 設）</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>第15条（取締役の員数）（条文省略）</p>	<p>第18条（取締役会の設置）当社は、取締役会を置く。</p>
<p>第16条（取締役の選任）（条文省略）</p>	<p>第19条（取締役の員数）（現行どおり）</p>
<p>第17条（取締役の任期）取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p>	<p>第20条（取締役の選任）（現行どおり）</p>
<p>第18条（代表取締役及び役付取締役） （条文省略）</p>	<p>第21条（取締役の任期）取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p>
<p>第19条（相談役及び顧問）（条文省略）</p>	<p>第22条（代表取締役及び役付取締役） （現行どおり）</p>
<p>第20条（取締役会の招集権者及び議長）取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p>	<p>第23条（相談役及び顧問）（現行どおり）</p>
<p>2. （条文省略）</p>	<p>第24条（取締役会の招集権者及び議長）取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</p>
<p>第21条（取締役会の招集通知） （条文省略）</p>	<p>2. （現行どおり）</p>
<p>第22条（取締役会の決議方法） （条文省略）</p>	<p>第25条（取締役会の招集通知） （現行どおり）</p>
<p>第23条（取締役会の議事録）取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。</p>	<p>第26条（取締役会の決議方法） （現行どおり）</p>
<p>第24条（取締役会規程）（条文省略）</p>	<p>第27条（取締役会の議事録）取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他の法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>第25条（取締役の報酬並びに退職慰労金）取締役の報酬並びに退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>第28条（取締役会規程）（現行どおり）</p>
	<p>第29条（取締役の報酬並びに退職慰労金）取締役の報酬並びに退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役及び監査役会 (新設)</p> <p>第26条(監査役の員数)(条文省略)</p> <p>第27条(監査役の選任)(条文省略)</p> <p>第28条(補欠監査役の選任)当社は、法令に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、監査役の補欠者をあらかじめ選任(以下「予選」という。)することができる。</p> <p>2. 補欠監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 予選の効力は、当該選任のあった株主総会後最初に開催される定時株主総会開催のときまでとする。</p> <p>第29条(監査役の任期)監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</p> <p>3. 前条に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</p> <p>第30条(常勤の監査役)監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>第31条(監査役会の招集通知) (条文省略)</p> <p>第32条(監査役会の決議方法) (条文省略)</p> <p>第33条(監査役会の議事録)監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</p> <p>第34条(監査役会規程)(条文省略)</p> <p>第35条(監査役の報酬及び退職慰労金)監査役の報酬並びに退職慰労金は、株主総会の決議により定める。 (新設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第36条(営業年度及び決算期)当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、営業年度末日を決算期とする。</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第30条(監査役及び監査役会の設置)当社は、監査役及び監査役会を置く。</p> <p>第31条(監査役の員数)(現行どおり)</p> <p>第32条(監査役の選任)(現行どおり) (削除)</p> <p>第33条(監査役の任期)監査役の任期は、選任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。 (削除)</p> <p>第34条(常勤の監査役)監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>第35条(監査役会の招集通知) (現行どおり)</p> <p>第36条(監査役会の決議方法) (現行どおり)</p> <p>第37条(監査役会の議事録)監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第38条(監査役会規程)(現行どおり)</p> <p>第39条(監査役の報酬及び退職慰労金)監査役の報酬並びに退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。 第6章 会計監査人</p> <p>第40条(会計監査人の設置)当社は、会計監査人を置く。</p> <p>第41条(会計監査人の選任)会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>第42条(会計監査人の任期)会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>第43条(会計監査人の報酬等)会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 第7章 計 算</p> <p>第44条(事業年度)当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第37条（利益配当金）当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</p> <p>第38条（中間配当）当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、<u>中間配当を行うことができる。</u></p> <p>第39条（配当金の除斥期間）<u>利益配当金及び中間配当金</u>は、支払開始の日から満3年を経過しても、なお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>	<p>第45条（期末配当金）当社は株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</u></p> <p>第46条（中間配当金）当社は、取締役会の決議によつて、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</u></p> <p>第47条（配当金の除斥期間）<u>配当金</u>は、支払開始の日から満3年を経過しても、なお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>